

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 8 月 7 日

府中市長 高 野 律 雄

府中市規則第 4 9 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 4 3 年 4 月府中市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(葬祭補償の額) 第 7 条の 4 条例第 1 5 条に規定する規則で定める金額は、 <u>3 3 万円</u> に補償基礎額の 3 0 倍に相当する額を加えた金額とする。	(葬祭補償の額) 第 7 条の 4 条例第 1 5 条に規定する規則で定める金額は、 <u>3 1 5, 0 0 0 円</u> に補償基礎額の 3 0 倍に相当する額を加えた金額とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用する。